



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	憲法裁判におけるアミカスキュリィの意義：趣旨説明
Author(s)	笹田， 栄司
Citation	北大法学論集， 70(5)， 83-83
Issue Date	2020-01-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/76665
Type	other
File Information	lawreview_70_5_06_1_Sasada.pdf



憲法裁判における アミカスキュリイの意義

趣旨説明

笹田 栄司

本資料は、2018年8月29日に北海道大学で開催された第7回「司法のファンダメンタルズの改革」研究会『憲法裁判におけるアミカスキュリイの意義』を再現するものである。本研究会は、「公開と参加を通じた司法のファンダメンタルズの改革」と題した科学研究費・基盤研究（B）（代表者＝笹田栄司）において、具体的裁判手続における「専門知」の参加を検討するもので、本研究のなかで総括的意義を有する。本研究会はまた、北海道大学公法判例研究会との共催で開かれた。本研究会では、訴訟に関与していない第三者（個人・団体・公的機関）による、文書あるいは口頭での憲法訴訟における問題に対する見解表明に焦点をあて、ドイツ（笹田栄司）、フランス（山元一）、アメリカ（中林暁生）、カナダ（佐々木雅寿）、韓国（國分典子）、そして日本（宍戸常寿）について報告が行われた（なお、本資料では、諸般の事情により宍戸報告は掲載していない）。憲法裁判所制を採用国のみならず、付随的違憲審査制を採用国においても、現代の憲法裁判においてアミカスキュリイが重要な意味を持つことが明らかになったと考える。なお、各報告に引き続いて行われた質疑応答では活発な議論が展開されたが、ここでは割愛せざるをえなかった。

（本研究は、JSPS 研究費15H03291の助成を受けている。）